慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	不法行為における「顕著な関係」の理論の発展
Sub Title	Development of “Significant contact” Theory in Torts
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.4 (1968. 4) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680415-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

不法行為における「顕著な関係」の理論の発展

平　良

まえがき
問題の発生
バブコック事件までの推移
批判と評価
まとめ

まえがき

わたくしは先稿において、アメリカにおける労働者災害補償法の適用に当つて、伝統的な不法行為地法理論や、契約締結地法理論によつたのでは、当事者にとつて必ずしも適正な適用法規にもとづく救済をえがたいことにふれ、(1) また別稿において、マス・コミュニケーションの発達に伴つて生ずる多数州にまたがる名誉毀損やプライバシイ侵害事件において、訴訟原因である不法行為地を定めることが困難であり、伝統的な不法行為地法適用の原則の運営に困難を来たすであろうことを指

摘したのである。[2] 上記いずれについても、わたくしの勉強の足りなさから問題点を提示するにとどまっているが、適用法規選択の基礎となる要素をどのように考えるかは、州間・国家間の経済・文化・社会的交流の増加に伴つて検討すべき問題であろう。アメリカにおいては伝統的なコモン・ロー上の「概念的な」conceptual、「教科書風の」Hornbook method 原則から「複合関係」grouping of contact により「重心」center of gravity を求める、いわば機能的な関係 functional contact の理論を考えているように思われる。本稿においては、主として不法行為上の問題につき最近提示されている判例や諸説を紹介してみることにしたい。[3]

(1) 平良「アメリカ国際私法における労働者災害補償法について」法学研究三九巻九号。
(2) 平良「アメリカにおける名誉侵害不法行為の準拠法」法学研究三五巻四号。
(3) 契約法の場合には、予め合意にもとづいて適用法規を決定することが少なくない。この場合にも合意そのものの適法性が問題にしうるが、どこで訴訟原因が発生するか予定出来ず、訴訟原因が生じてから適用法規を摸索する不法行為法上の事件がより問題を明らかにしてくれると思う。すでに西賢「不法行為のプロパーロー」神戸法学雑誌一五巻四号、川又良也「最近におけるアメリカ国際私法学の一傾向」国際私法学会昭和四一年報告、および、砂川恵伸「書評 Selected Essays on the Conflict of Laws by Brainerd Currie」琉大法学七号などで、この問題が論ぜられているが、わたくしの勉強の一ステップとして本稿をまとめてみたものである。

問題の発生

コモン・ロー上の不法行為についての適用法規選択の基準は、不法行為地法 lex loci delicti にもとづくものと考えられている。[1] そして、その応用問題と考えられた労働者災害においても、災害発生地法を不法行為地と同じ意味においてとらえようとしていたのである。もとより比較的単純な事件においてはこの原則は認められるであろうし、州際交流が少なかつた時代においては州（国）際事件はごく少数の例外と考えられる事件であり、たまたまそのような事件にまきこまれた場合に

は、通常の場合と異なつて多少のハンディキャップを生ずることになつても、そこから生ずる例外的な結果を認めるといつた考えもありえたかもしれない。しかしながら、州際交流の発達に伴い、また特にアメリカ合衆国における州は、独立した主権を主張する法域であると共に、お互いに連邦の一構成員として他州市民の出入は制限なしに行われていることから、州際私法上の問題が数多く発生するにいたるのであり、さらに現在においては外国であるカナダやその構成員である諸州にわたる国際不法行為事件を生ずることになる。この場合に、何処を不法行為地とするか、また不法行為地と決定された州法の適用が果して適正な解決を保障しているのかといつた問題を生ずるのである。モリスの挙げている例として次のようなものがある。

「たとえば、次の状況を考えてみたまえ。アメリカのある男女共学の学校が（カナダの――引用者）北ケベックの湖と森にかこまれた土地に夏期学生キャンプを開設した。キャンプは全く自給自足であり、五十マイル以内に他人は住んでいなかつた。一人の女の子が一人の男の子に誘惑されて妊娠した。別の者は他の男の子がキャンプにつれて来た犬にかまれた。どちらの事件も学校の教師であるキャンプの管理人に過失がなければ起きないようなものだつた。女の子も男の子も管理人も、すべて学校の所在地であるアメリカX州の住民だつた。男の子や管理人を訴える女の子や両親が、出来事があつたというだけで、ケベック州法が支配的で『なければならない』とX州で、問題にすることに意味があるだろうか。著者は意味はないと考える。」

「さて、もつと典型的な状況を考えてみると、Pの所有し、運転する自動車が、X州でDの所有し運転する自動車と衝突し、Pは身体傷害をうけF州において訴を提起した。DがPに対する損害について責任があるかどうかはX州の法により定められていることは明らかであるように思われる。しかしながら事実をいじりはじめると答は不明確になつてしまう。仮に㈠PとDは両者ともF州の住民であり、たまたまX州に居ただけであり、またD側の保険会社はF州において業務を営み、その証券はF州で効力を認められている。㈡Pは自動車を運転しないでハイウェイを歩行していた。㈢PはX州においてD

に乗るようにすすめられ、Dの車に無償で乗車していた。㈣PはF州でDに乗るようにすすめられたF州の住民である。㈤PはDの妻であり両者はF州の住民である。事故当時Pは車の中にいた。Pが勝訴するために障碍になつているのは、X州に不法行為の場合に妻が夫を訴えることは許されていないという法則があることだつた。[2]」

このように、アメリカにおいて日常生ずるであろう事例につき伝統的な不法行為地法の理論では当事者に適正な解決を期待しえないことになつたり、管轄権の競合と法廷地に左右されやすい適用法規を自己に有利に進めるための法廷地漁り forum shopping を拡げることになりやすいのである。[3]

このことから、従来の形式的・概念的なコモン・ローの原則に代つて、実質的・機能的な基準を求めようとする要請は、すでに一九二四年のクック、[4] ロレンツェン[5]をはじめ、一九二八年のアインチーマ[6]の諸論に見られるものである。

まず、クックのいうところによると、ビール[7]やホームズ[8]でさえ、従来の理論に準拠するものといえるが、現実の判例や仮説的事例を通していえることは、次のようなことである。

「外国の要素を含む事件に直面した時に、法廷地は、その事件に常に自己の法を適用している。しかし、そのようにしながら、外国の要素の全部あるいは一部が結びついている外州あるいは外国で効力のある法制度に見出される自己と同一の、また同一といえないにしても極めて類似した判決の法則を、自己の法として採用し施行するのである。……このように法廷地は外国の権利は強制しないで、自らの法により創設した権利を強制するのである。[9]」

また、国際法上の特別な原則があるならばいざしらず、

「現在の政治社会が領域をもつた組織であるからには、定められている州や国の法は、その領域上の限界においてのみ強制される。……このことが、領域外にいる人の法律関係に影響するものではないということを意味するのではない。[10]」

「抵触法規を含む問題解決の法則の多くのものは、一定の方法で、そこに提出された事件を解決するについて、特定の『権

力』や『管轄権』に関係をもつものではない、権力を含んでいる場合は、連邦憲法のような、ある実定法によつて制限が課せられている場合に限られているので、権力についての他の制限はない。[11]」

このようにいうことによつて、抵触法規上の選択を法形式にもとづくものに拘束されるよりは、都合よく作用する法則にもとづくプラグマティックなものでなければならないというのである。ロレンツェンにおいても、従来の抵触法規は領域内拘束という理念を前提とし、外国法をしばしば、政策の相違を理由に排除するといつた考えを用いているようであるが、意識しないにしても「特定の事件に対して正当な判決を与えることが狙いとされたり、含まれている社会的利害を出来るだけ考慮して結論に達する」[12]ようになつていることを指摘するのであり、アインチーマの批判は、主としてグッドリッチの「抵触法教科書」[13]に対する批判として述べられているものであるが同様に、既得権理論にもとづく概念的な構成に対する批判を含んでいるといえよう。[14] クック、ロレンツェンおよびアインチーマの言うところでは従来の理論に対する批判に偏り、それに代るべきものとして「プラグマティック」「社会的」「経済的」「統治上の利害」といつたことを除いて、連結についての具体的な方策は明白に述べられていない。一九三三年のケイヴァスの論文[15]は、一九三四年の抵触法リステイトメント審議から生じた問題を、従来の諸理念をかえりみながら述べているのであり、ここにいたつて、いくらかの将来への具体的な指針に及んでいるといえよう。すなわち、すでに裁判所によつて時に応じて用いられている抜け道として次のことが考えられる。

「1　抵触法規そのものが、ある種の訴訟においては適当と考えられる結果は何か、という点から表明されている。[16]……

2　抵触法規は、それが選択した外国法が法廷地法の公序に矛盾する結果を示している場合には考慮されない。[17]……

3　抵触法規は、裁判所が適正な法の選択の指針として当事者の意思に言及することを認める。[18]……

4　抵触法規は、適用が問題となる内国法にもとづく管轄権の選択を認める。この法則の顕著な例は、法廷地の手続法が常に使用されるというなじみ深い理論である。[19]……」

このような抜道は制限付きのものであるが、時には有用なものと考えられていることから考えて、多少曲解されるおそれはあるにしても、一応の原理をまとめているのである。

「裁判所が、法廷地法を不適用として排斥するかどうか、そこに提出されている争点を決定するものとして証拠として認めるかどうかの問題に直面したなら、裁判所は以下の如くなすべきである。

(1) 提出された争点を生ずる出来事、行為を吟味すること。

(2) 申し出のあつた法則および裁判所で問題になつている事件にそれが適用された場合の結果と、法廷地（あるいは他の正当な法域）の法則およびその効果とを注意深く比較する。

(3) 訴訟当事者個人間の公正の視点から、あるいは、抵触法規が呼び起す、より広い社会的政策の観点から、ある法についての出来事や行為を他のものと結びつける、出来事や行為について、これらの事実にてらして生ずる結果を評価すること、それに当つて次のことを認める。

(a) 先例の使用について、それが提示する内国法の型態においてのみ識別出来るような事件は、その理由で、現在提出されている事件とは実質的に異なつた考慮を示している。

(b) 契約の評価に当つて、契約は、適当な法が提議している紛争およびその結果に関係する場合に、訴および、それを構成する状況のもつ意味に比例した意味をもつものである。[20]」

このような問題の提起にもかかわらず、ビールを報告者として、グッドリッチを委員会の一員とした一九三四年のリステイトメントは、従来の法則のわくの中にとどまつている。

「第三七七条――不法行為地

申し立てられている不法行為について、行為者に責任を生ずるに必要な最後の出来事の行われた州が不法行為地である。」

「第三七八条――原告の侵害を支配する法

不法行為地法が人が法的侵害を維持できるか否かを決定する。」

「第三八四条――外国（州）訴訟原因の承認

(1) 不法行為地において訴訟原因が生じている時に、他州においてもその訴訟原因は承認される。

(2) 不法行為地において訴訟原因が発生していないなら、他州において不法行為上の賠償を受けることは出来ない。[21]」

(1) American Law Institute, Restatement of Law of Conflict of Laws (1934) § 384; Goodrich, Conflict of Laws (3rd ed. 1949) p. 260; Leflar, The Conflict of Laws (1959) p. 207; Stumbergs, Principles of Conflict of Laws (2nd ed. 1951) p. 182 等。わが国の法例第一一条一項も同じ原則をとっているといえる。

(2) Morris, The Proper Law of A Tort, 64 Harvard L. Rev. 881, 885 (1951) モリスはイギリスのオクスフォード大学に属するが、当時ハーバード大学の訪問教授である。この例は Von Mehren et al., The Law of Multistate Problems, Cases and Materials on Conflict of Laws (1965) pp. 168-9 に引用されている。

(3) 有名なエリー鉄道会社対タムキンズ事件 Erie Railroad Co. v. Tompkins, 304 U.S. 64 (1938)（ジュリスト別冊英米判例百選一四二―三頁）を見ても、原告はペンシルヴェニア州民、事故はペンシルヴェニア州で発生しているのに、被告がニュー・ヨーク州に籍があるということでニュー・ヨークに行き、さらに、州籍の相違を理由に在ニュー・ヨーク連邦裁判所へ提訴し、ペンシルヴェニア州法の適用を避けようとしていることに気がつくであろう。

(4) Cook, The Logical and Legal Basis of Conflict of Laws, 33 Yale L.J. 457 (1924)

(5) Lorenzen, Territoriality, Public Policy and the Conflict of Laws, 33 Yale L.J. 736 (1924)

(6) Yntema, The Hornbook Method and the Conflict of Laws, 37 Yale L.J. 468 (1928)

(7) Beale, Summary of Conflict of Laws (1902)

(8) In Slater v. Mexican National RR. Co., 194 U.S. 120 (1903)

(9) Cook, op. cit., 33 Yale L.J. 469

(10) Ibid., 484

(11) Ibid., 485

(12) Lorenzen, op. cit., 33 Yale L.J. 747
(13) Goodrich, Hornbook of the Conflict of Laws (1927)
(14) Yntema, op. cit., 37 Yale L.J. 476-81
(15) Cavers, A Critique of the Choice of Law Problem, 47 Harvard L. Rev. 173 (1933)
(16) Ibid., 182 ケイバスは暴利禁止法においては、その行為が関係している法域の法によつて有効とされるという例を示し、グッドリッチはこの場合に当事者の意思によつて定まるものと考え、また当事者の意思の明示されていない折は、契約を支持する法を選択していると推定される、と考えているといつている。Ibid., n. 17
(17) Ibid., 183
(18) Ibid., 184
(19) Ibid., 185
(20) Ibid., 192-93
(21) Restatement of Conflict of Laws §§ 377, 378, 384
(第三八四条の註)
(a) 第一号に記述されていることは、訴訟原因が、コモン・ロー上生ずるものであろうと、制定法上生ずるものであるとを問わず適用される。
(b) 第二号に記述されていることは、訴の提起された州において、訴訟原因がコモン・ロー上あるいは制定法上のあらゆる事情の下で生ずるであろう場合においても適用される。
(c) 第一号に述べたところにより、他州の訴訟原因が認められる場合においても、他州がこのように承認された訴訟原因を強制しない場合がある、その点については第六〇七条乃至六二〇条を見よ。
（第六〇七条から第六二〇条は裁判所への申し立て方法について、主として訴権に関する規定をしている手続の部分である。）

バブコック事件までの推移

リステイトメント以降、第二リステイトメントにいたる期間に見られる顕著な関係の理論は、法の分野により、またどの程度を顕著と考えるかについては必ずしも一致していない。たとえば、一九四二年と一九四五年のウイリアムス対ノース・

カロライナ事件[1]は離婚判決に伴う事件であり、身分法の選択という特殊な法理に支配されているが、顕著な関係という視野からは、たまたま一方の当事者の主張によつて離婚訴訟を行なつているだけのことで、関係のある州の社会生活や利害を考えていないということになるだろう。労働者災害補償法の事件である、一九三五年アラスカ缶詰協会事件[2]は、災害補償法の適用についてリステイトメント修正のきつかけになつたものであるが、カルフォーニア州法を適用する根拠として、契約が同州でされていることを除くと、被傭者はカルフォーニア州民でなく、災害はアラスカで発生して、しかも当事者はアラスカ州法を適用する意思があつたことが認められるのに、カルフォーニア州が利害をもつことにされているのであり、カルフォーニアは顕著な関係をもつているかもしれないが「複合的に」関係をもつていたとはいえない。インターナショナル靴会社対ワシントン事件[3]にいたつては、最少限度の関係 minimum contact が選択上の根拠にされているとさえいえることになる。[4]こういつた点から、以上の事件は契約法上の事例の一つと考えられるオーテン事件[5]とはかなり異なつたアプローチをとつているといえるのである。すなわち、オーテン事件の場合には、まさに数多くの関係要素を集め、一番多く集つている所に適用法規を定めて行くという方策をとつているのである。

不法行為法以外の領域における発展と、リステイトメント批判にはじまるその後の学説の展開は主として機能的な関係の理論に好意的であり、また不法行為はその性格上、契約違反と競合したり、損害賠償において労災補償と近似したりするような広い隣接領域をもつものであり、また州際交通や通信の拡大に伴う複数州にわたる不法行為の増大と相まつて、不法行為の領域においても伝統的な法理に安住することは出来なくなつていたのである。

すでに一九五一年にロウリツエン対ラーセン事件[6]において、合衆国最高裁判所は、オランダ人所有のオランダ船舶が、キューバのハバナに停泊中生じた、ニュー・ヨークにおいて雇傭されたオランダ人船員の蒙つた損害に対して、下級裁判所はアメリカ法が適用される場合であると考えているのに対して国際法上の考慮と当該不法行為についての顕著な支配的な関係

はオランダ法であるという考慮から、オランダ法を適用すべき場合であると考えている。この海事不法行為は国際法上の考慮を含む特別な場合であつて、これをもつて顕著な関係の理論が一般的に採られたということは出来ないであろう。

その後不法行為の問題について、合衆国裁判所においてとり上げられているのは、取引上の名誉毀損の事件[7]、瑕疵担保から生ずる責任といつた事件[8]において連邦の下級裁判所において「密接な関係」「強力な関係」「支配的な関係」といつたことがいわれているのである。このことは一つには取引市場の拡大によつてある種の不法行為について、不法行為地そのものが確定しがたくなつていることを意味すると共に、顕著な関係の理論が契約法においてすでに承認をえるにいたつていたことから、契約と不法行為の競合する領域からその理論を採り上げられていつたことを意味しているといえよう。

一九六一年のリチャーズ対合衆国事件[9]は、最も顕著な関係をもつた州を考慮すべきことを示唆し、同年のキルバーグ対ノースイースト航空会社事件[10]はなお契約法と競合しながら、契約法と別個の問題があることを示唆し、一九三六年のバブコック対ジャクソン事件[11]で不法行為法上の新しい関係の理念を正面から提示したといえるであろう。リチャーズ事件は、オクラホマよりニュー・ヨークに向かつた航空機がミゾリー州において墜落した事件で、オクラホマにおける整備が悪かつたこと、そしてその整備を監督するに当つて連邦の機関に誤りがあつたことを申し立てて、オクラホマ州の不法行為による死亡に関する法を根拠に、在オクラホマ連邦裁判所に出訴しているのである。連邦裁判所はオクラホマの法には領域外拘束力のないこと、そして仮にオクラホマ法が適用されるとすれば、オクラホマの抵触法規が適用され、そこからミゾリー州法が適用されることになることを示し、最高裁判所も連邦不法行為請求法によると不法行為発生地の抵触法規が適用され、それはオクラホマ法であり、オクラホマ州においては複数州にわたる不法行為において、過失行為地と損害発生地と何れに適用法規を求めるかは自由であり、この場合にオクラホマにおいて損害発生地法を準拠としていることを、実質的な関係ある州法が適用されるという理論と併せて論拠としているのである。

この判例では顕著な関係の理論を正面から用いるよりも、その多くは従来見られる論理的なアプローチを用い、たまたまオクラホマ州において損害発生地の理論を用いていたことから、一応の結論をえて、併せて附随意見として顕著な関係ということをつけ加えているにすぎないともいえる。

これに対して、キルバーグ事件において考えられることは、この事件はニュー・ヨーク住民がマサチューセッツ法人である被告会社の航空機に乗り、マサチューセッツ州において事故にあい死亡したものである。原告はニュー・ヨーク州裁判所に訴を提出したが、マサチューセッツ州法によると、不法行為による死亡に際して、損害賠償額は二〇〇〇ドル以上一五〇〇〇ドル以下に定められている。ニュー・ヨーク州の審理裁判所では、この事件を契約法上の事件と考え、契約締結地がニュー・ヨーク州であり、同州法が事故に対して適用されるものであるといつた構成をしているが、控訴部裁判所 Appellate Division と（最高）上告裁判所 Court of Appeals は契約法上の訴訟原因とは考えず、不法行為上の事件と考え、しかも、この場合にマサチューセッツ州法の定める最高損害賠償額にも拘束されないものと考えているのである。それというのは、航空機による旅行の発達によつて乗客は予期しない土地で事故にあうかもしれない、その場合に事故が発生したというだけで、訴訟原因発生地の不法行為法を適用して良いだろうか、「わが裁判所は、もし可能であるなら、このような災害から生ずる、不公正な、時代遅れの訴訟の取扱い方から生じて来る不利益がないように、市民に保護を与えるものである。」といつて主として両州間の政策（公序）policy の相違を理由としてマサチューセッツ州法の適用をさけている。

ニュー・ヨーク上告裁判所判事七名中三名の判事は別個の意見を表明している。後にバブコック事件において多数意見を作成したフルド判事は契約法上の訴因は否定しているが、その他の点については「最も顕著な関係」most significant contact をもつ法域において解決すべきものであると考え、フロッセル判事、ヴァン・ヴーリス判事は、契約法上の訴因を否定すると共に、マサチューセッツ州法がニュー・ヨーク州法と異なるというだけで、政策の相違を理由にマサチューセッツ

州法を避けることは許されないと考えている。すなわち、前者は最も顕著な関係をもつと考えられるマサチューセッツ州において取り上げられるべき事件であつたと考えるのに対して、後者は伝統的な行為地法の理論をとつたといえよう。

一九六二年になつて連邦裁判所においては、ピアソン対ノースイースト航空会社事件[12]とハウスマン対バックレイ社事件[13]を見ることが出来る。ピアソン事件はキルバーグ事件と同一事実が連邦裁判所を法廷地として提訴された場合に連邦裁判所がどのように考えるかを示している。在ニュー・ヨークの連邦地区裁判所はニュー・ヨーク州の抵触法規により、マサチューセッツ州の不法行為による死亡に関する法則を適用しているが、損害賠償額には拘束されないと考えている。連邦控訴裁判所は判決前の利子を除いて、地区裁判所の判決を支持している。すなわち、損害賠償額の算定についてニュー・ヨーク州の方式をとるが、利子についてはマサチューセッツ州の法則に従うことと考えたのである。合衆国憲法は連邦制度を発展させる基本原則と考えられ、テクニカルな規則と考える必要はないのであり、一つの法律行為にいくつかの争点があるなら、その争点に応じていくつかの州法が適用されることがあるものと考えて良いのである。この事件の訴訟原因がマサチューセッツ州にあるからといって、マサチューセッツ州法を全体として適用することを意味するものではなく、出訴期間や損害額については排除することが許されるものである。このことは他州法を政策の相違を理由に適用しなくても「充分な信頼と信用」の原則に反しないと考えられていることからもいえるし、法律行為に対しては正当な利害をもつ州法を適用することになり、問題となつた争点について最も関係ある州法を適用することになると考えている。判決前の利子を認めなかつたことについては、ニュー・ヨーク州法上は、行為地法で認めていない場合には判決前の利子を認めていないといつているのであり、この場合に適用されるものはニュー・ヨーク州法であるという結果になつた。

この判決について九名の裁判官の中の三名の裁判官は反対意見を表明している。それは必ずしも顕著な関係の理論に向けられているものではないが、多数意見において争点を分けて損害賠償額といつた点においては手続的なものであり、法廷地

の法則に支配されるといつたニュー・ヨーク州判例による解釈を根拠としているが、そもそも連邦裁判所は疑問があつても州裁判所の判例に盲従しなければならないのか、そして、この場合には単に損害賠償額を算定するだけでなくどれだけの権利が発生するかといつた問題に結びついているのであり、ニュー・ヨーク州法はその領域内において法律を適用することを前提にしていることを考えれば、ニュー・ヨーク州法が他州法を適用すべき場合であると考えているなら、マサチューセッツ州法に従うことになると考えている。そして多少附随的にではあるが顕著な関係については、それを構成する要素が複数であるから、利害関係をもつた各州がそれぞれ関係ある要素を指摘して、そこに顕著な関係があると主張することになつてしまつて、結局は適用法規を決定するにいたらなくなるのであるといつている。

その後一九六三年に不法行為における適用法規の原則について大きな変化をもたらしたと注目されたバブコック事件が出された。この事件は、まさにモリスが「解答が一層不明確になつてしまう」[14]場合として例示された仮説的事件が現実に発生したことを示している。ニュー・ヨーク州住民であるジャクソン氏が自分の車を運転し、妻と同州住民である原告バブコックを乗せカナダのオンタリオ州を旅行中被告ジャクソン氏の過失によつて石壁に衝突し、原告が負傷した。原告はジャクソンに対し、過失行為にもとづく損害賠償請求の訴をニュー・ヨーク州裁判所に提起した。オンタリオ州道路交通法によると、自動車の保有者・運転者は有償で乗客を運般する場合を除いて、同乗者に生じた損害を賠償する責任を負わされていない。[15]そこで被告は、事故はオンタリオ州において生じ、不法行為における適用法規は行為地法であるから、原告の請求はオンタリオ州法により阻止 bar され、訴は棄却されるものと主張している。審理裁判所と控訴部裁判所は棄却を支持しているが、上告裁判所は二人の反対意見判事はあるが、原判決を破棄し、棄却の申し立てを否定している。

多数意見は、伝統的な行為地法の理論はニュー・ヨーク州において採用されて来たが、学説[16]や判例[17]において伝統的な理論に対する批判が増加し、さらにニュー・ヨーク州においても、契約法の領域において伝統的な契約締結地・履行地の理論に

代つて一九五四年のオーテン事件のように「重心」「複合連結」の理論をとつているのであり、また契約と不法行為の競合領域であるが、不法行為事件とされた、一九六一年のキルバーグ事件は、明白に「重心」理論を採用しているわけではないが、損害賠償額について不法行為地法を採用しなかつたことに及び、さらに最近の抵触法リステイトメント修正案も「顕著な関係」の理論に近づく方向にあることを考えると共に、[18] ニュー・ヨーク州とオンタリオ州間の政策の相違を考慮するように加えているのである。とはいえ、この判例はキルバーグ事件と異なり、政策の相違を理由とするより「重心」理論や「複合関係」の理論によつているのである。

これに対してキルバーグ事件において反対意見を表明したヴァン・ヴーリス判事の反対意見では、ニュー・ヨーク州では、すでにこの事件よりもはるかに「顕著な関係」があると思われるカウフマン対アメリカ・ユース・ホステル事件[19]においてさえ、不法行為地法が適用されていること、オーテン事件は既存の契約法上の選択法則を合理化したにすぎないが、バブコック事件では不法行為法上の原則の変更を生ずるものであり「複合関係」「顕著な関係」「重心」といつたはやり言葉に盲従しているものであるというのであり、さらに、この事件にニュー・ヨーク州法が適用されることになると、ニュー・ヨーク州民は何処にあろうとニュー・ヨーク州法の領域外拘束 extraterritoriality を受けることを意味し、うらがえすとニュー・ヨーク州内にある他州（国）人には他州（国）法が及ぶことになつてしまうということを強く指摘しているのである。

不法行為に関するこの二つの代表的な事件を比較すると若干の区別が出来よう。すなわち、キルバーグ事件はニュー・ヨーク州法を適用するに当つて、両者間の政策の相違を理由とする他州（国）法適用の排斥といつた、従来認められている原則を用いているのに対して、バブコック事件は、そのことよりも新しい顕著な関係の理論に直接準拠しているといえるのであり、そこにバブコック事件の注目すべき特質が含まれているといえよう。

(1) Williams v. North Carolina, 317 U. S. 287 (1942); 325 U. S. 226 (1945) 前出、英米判例百選一四八―九頁

(2) Alaska Packer's Association v. Industrial Accident Commission, 294 U. S. 532 (1935) 平良 前出法学研究三九巻九号、一八―二〇頁
(3) International Shoe Co. v. State of Washington, 326 U. S. 310 (1945)　前出、英米判例百選一四六―七頁
(4) もつとも、アラスカ缶詰事件や、インターナショナル靴事件は、州の政策がかなり表面に出て来る「社会法」の問題であつて、従来の意味で国際私法の問題として考えるべきかどうかを考える必要はある。また、この種の事件はとりわけ政策上の考慮によつて適用の排除を理論づけしやすいのである。
(5) ニュー・ヨーク州の代表的な先例として Auten v. Auten, 308 N. Y. 155; 124 N. E. 2d. 99 (1954) がある。この事件はバブコック対ジャクソン事件において論拠とされているので内容の概要を紹介する。
　イギリスに住んでいたオーテン夫妻は不和となり、オーテン氏はニュー・ヨーク市に渡り、いわゆる「メキシコ式離婚」(代理人による略式離婚) をして他の婦人と生活していた。オーテン夫人は一九三三年にニュー・ヨークに渡り同地でオーテン氏と別居の合意 separation agreement を行なつた。それによるとオーテン夫人は毎月五〇ドルの扶養料をうるものであるが、また、今後何処の裁判所においても離婚の訴を提起しないことになつていた。オーテン夫人はその後イギリスに住んでいたが、オーテン氏が扶養料を支払わないので一九三六年にイギリスの裁判所に訴を提出した。令状はオーテン氏に送達された上で、一九三八年に訴訟中扶助料 alimony pendente lite を支払うことを要求する決定がされた。しかし、その後もニュー・ヨーク州で作成された合意、イギリス裁判所の決定のどちらにもとづく支払いもされなかつたので、一九四七年に、一九三三年の合意を根拠に、一九三五年より四七年にいたる未払い金を請求する訴がニュー・ヨーク州裁判所に提起された。被告オーテン氏はこの合意はニュー・ヨーク州において作成され、ニュー・ヨーク州法が適用されるものであり、それによると、合意の内容をなす出訴した際に原告オーテン夫人が失権するという取りきめは有効であり、原告が一九三六年にイギリスの裁判所に出訴したことで失権していると主張している。
　ニュー・ヨーク州の審理裁判所は請求を棄却したが、控訴部裁判所はイギリスの裁判所に出訴する以前の未払い部分についての請求を認めている。いずれも、契約の効力は締結地法によつて支配されるといつた、伝統的な原則によるものである。しかしながら上告裁判所は、オーテン夫妻は別居するまでイギリスで生活し、別居原因と考えられる事実もイギリスで生じ、ニュー・ヨークに来たのはそこで生活するためではなく、たまたま別居の相談に来たにすぎず、現在もイギリスに住んでいるのであり、これ等を綜合して、最も顕著な関係はイギリスにあり、この合意の効力が適法であるかという決定も含めて、イギリス法が適用されるものと考えている。
(6) Lauritzen v. Larsen, 345 U. S. 571 (1951)
(7) Kemart Corp. v. Printing Arts Research Laboratories, Inc. (CA 9) 269 F. 2d. 375(1959)cert. den. 361 U. S. 893 (1959) ; Dale System, Inc. v. General Teleradio, Inc. (D. C. N. Y.) 105 F. S. 745(1952)
(8) Public Administrator of New York County v. Curtiss Wright Corp. (D. C. N. Y.) 224 F. S. 236 (1963)

(9) Richards v. U. S., 369 U. S. 1 (1961)

(10) Kilberg v. Northeast Airlines, Inc., 9 N. Y. 2d. 34, 172 N. E. 2d. 526 (1961)

(11) Babcock v. Jackson, 12 N. Y. 2d. 473; 191 N. E. 2d. 279, 240 N. Y. S. 743 (1963)

(12) Pearson v. Northeast Airlines, Inc., (C. A. 2) 309 F. 2d. 553, 92 A. L. R. 2d. 1162 (1962), cert. den. 372 U. S. 912 (1963)

(13) Hausman v. Buckley, (C. A. 2) 229 F. 2d. 696; 93 A. L. R. 2d. 1340 (1962), cert. den. 369 U.S. 885 (1962)「複合関係」の理論によると思われるが不法行為事件ではない。

(14) Morris, op. cit., 64 Harvard L. Rev. 885

(15) ニューヨーク州法上の責任を課せられる。Higgins v. Mason, 255 N. Y. 104; Nelson v. Nygren, 259 N. Y. 71, in op. cit. Babcock v. Jackson

(16) 判例に註記されているものは、本稿前出 Cook, Lorenzen, Yntema, Cavers の論文に加えて、Cheatham, American Theories of Conflict of Laws, Their Role and Utility, '58 Harvard L. Rev. 361, 379-85 (1945); Hill, Governmental Interest and Conflict of Laws, 27 U of Chi, L. Rev. 463 (1960) を挙げている。それに加えて「既得権」vested right の理論は信用されたことなつて来ていると述べている。既得権の理論は、伝統的な理論をそすものでで、他州に原因をもつと考えられる時には、その損害発生地において創設されているものであり、存在や範囲についても発生地法によるのである。

上記の他に伝統的理論の批判として、主要な学説は次のものがある。Dicey, Conflict of Law, (7th ed. 1958) p. 937 et seq.; Leflar, The Law of Conflict of Laws, (1959) p. 217 et seq.; Stumberg, Principles of Conflict of Laws, (2nd ed. 1951) p. 201 et seq.; Ehrenzweig, Guest Statute in Conflict of Laws, 69 Yale L. J. 595 (1959); Currie, Survival of Actions, Adjudication versus Automation in Conflict of Laws, 10 Stan. L. Rev. 205 (1957) 及び前出 Morris

(17) この判例の註に前出 Richards v. United States, 369 U. S. 1 の他に Grant v. McAuliffe, 41 Cal. 2d. 859 (1953); Schmidt v. Driscoll Hotel, 249 Minn. 376 (1957); Haumschild v. Continental Gas Co., 7 Wis. 2d. 130 (1959) が挙げられている。

(18) 一九六三年案と一九六四年案の関係ある部分は次の通りである。

抵触法第二リステイトメント　一九六三年案　Restatement Second, Conflict of Laws (Tentative Draft No. 8 April 15, 1963)

「第三七九条

事件及び当事者について、最も顕著な関係をもつ州法 local law of the state が、不法行為における権利および責任を決定する。」

さらに第三七九条（2）は後記一九六四年案第三七九条（3）と同じ内容である。

「第三六九条a——人身傷害

(1) 行為者の行為および人身傷害が同一州において生じた場合に、この州の州法が、ほぼ一定して almost invariably 当事者の権利および責任を決定する。

(2) 行為者の行為および人身傷害が異なつた州において生じた際は、損害発生地の州法が当事者の権利および責任を決定する。ただし、他州が事件の発生および当事者に対して一層顕著な関係をもつことが明らかであれば、その際には後者の州法が支配する。」

一九六四年の第二リステイトメント草案は次のように示している。Restatement Second Conflict of Laws (Tentative Draft; No. 9, April 24, 1964)

「第三七九条――一般原則

(1) 事件の発生および当事者と最も顕著な関係をもつた州法が、不法行為上の権利および責任を決定する。

(2) 法廷地が最も顕著な関係をもつ州を決定するに当つて考慮する重要な要素は次のものを含む。

(a) 損害の発生した場所

(b) 行為の生じた場所

(c) 本居、籍、法人格を附与された所、および当事者の営業地

(d) 当事者間の関係が集中している場所があるならその場所

(3) 関係する要素の相対的重要性を決定するに当つて、法廷地は、争点、不法行為の性格、利害関係諸州の関連ある不法行為法則の目的を考慮する。」

「第三七九条a――人身傷害

人身傷害の訴においては、傷害発生地の州法が当事者の権利および責任を決定する。ただし、他州が含まれている特定の争点について事件および当事者に対し最も顕著な関係をもつている場合には、後者の州法が支配する。」

(19) Kaufman v. American Youth Hostel, 5 N. Y. 2d. 1016, modfg. 6 A. D. 2d. 223 (1958)

ニュー・ヨーク市民がニュー・ヨークの非営利法人の計画にもとづき、オレゴン州において登山中事故死した事件である。オレゴン州法で非営利法人は免責 immunity されることになつているが、ニュー・ヨークにはその規定はない。事件はニュー・ヨーク州裁判所に提訴された。「被害者の登つた山がオレゴン州にあり」その登山中オレゴン州で死亡したということを除いて、オレゴン州に関係があると思えないが、ニュー・ヨーク州裁判所はオレゴン州法を適用し、免責を認めている。」

批判と評価

顕著な関係の理論に関する批判は、バブコック事件の反対意見にうかがえるような、この言葉の定義そのものが不明瞭であり、それを前提にして適用法規の決定をしていくなら法における確実性や、予測性といつた要求に対応出来なくなつていくであろう、という伝統的な理論の側からする批判である。チーザム[1]はこれに対して、バブコック事件において反対意見を表明している裁判官もオーテン事件においては顕著な関係について好意的に取扱つているのであり、またキルバーグ事件ですでに古い法則から離れていく傾向をたどつていることを指摘し、また「重心」とか「複合関係」といつた概念は決してあいまいなものでなく「適法手続」とか「正当性」とかいつた言葉と同じようにある特定性をもつていると考えられるし、こうした一般的文言の内容は時を経るに従つて確定されて行くであろうというのである。この中で、バブコック事件の反対意見判事がオーテン事件では顕著な関係に好意的であつたがバブコック事件においては否定的であるという点は、前者が契約の事件であり、後者が不法行為事件であり、その間にこの法則に対する態度の変化があつたからといつて裁判官の理論構成に矛盾があるとはいえないが、新しい要請に対して、新しい観念が登場した場合に、伝統的な理論と言葉にだけ拘束されることはありえないものと考えていることは出来よう。

顕著な関係の理論が直ちに採用されない理由として新用語の使用をためらつているという一面もあるのであり、この点から、すくなくとも概念的に確定していると考えられる伝統的な法理を利用して、そのわくを使つて新しい理論の説明をしようとする試みが見られる。たとえば、カリイによる法廷地法による支配を中心にした考え方である。[2] カリイは、伝統的な法則である政策を理由とする選択と、法廷地法を組み合せたものといえる。彼が条文の形で整理したものの中にその考えをうかがうことが出来るだろう。

「第一条　裁判所が法廷地法と異なる他州法の適用を要請された場合には、それぞれの法に表明されている政策、および、それぞれの州が政策の適用による利害を主張するのに正当であるような状況を考慮する。この過程を進めるに当つて、裁判所は通常の解釈過程を用いる。

第二条　裁判所が、一つの州に事件の状況に政策を適用する利益があり、他州にそうした利益はないものと認定した場合には、利害関係ある州の法のみを適用する。

第三条　裁判所が二州間の利害に抵触があると認定した場合には、再考慮する。一州及び他州間の政策および利益のより穏健な、ひかえ目の解釈が抵触をさけるであろう。

第四条　再考慮の末に、裁判所が二州に正当な利害があることが不可避であると認定したなら、法廷地法を適用する。

第五条　法廷地は利害関係はないが、他の二州間に不可避的な利害が存在し、裁判所が公正に事件を決定しえないなら、より良い考えが表明されるまで、法廷地法を適用する。

第六条　州間の利害の抵触は、訴の提起された場所により、同一問題に異なつた結果をもたらす。特定の問題について、判決の統一という一国の政策を侵害することが極めて明らかであるなら、裁判所はその州の正当な利害を犠牲にして間に合せの解決を試みてはならず、何れの政策が行われるべきかという決定は、充分な信頼と信用に関する条項にもとづく権限を行使する、連邦議会にまかせられる。(3)」

そこには「利害関係をもつた」という不明確な言葉がくりかえされているが、政策の相違を理由とする他州法の排除、選択上の抵触を法廷地法で解決すること、基本的解決は立法にまつべきことを示しているのである。とはいえ、カリイの言うところは伝統的な一般化した原則や、新しい一般原則を求めることにあるのでなくて、このような一般原則化への誘惑を避けて、法廷地に任せる他に解決はないのでないかといつているといえよう。

もう一つの顕著な関係への考えは、ババコック事件のような交通事件の場合に「自動車がしまわれている」where the car is garaged 州を基礎とするエーレンツワイクの考えがある。(4) エーレンツワイクによるとカリイの考えでは利害を考慮することになつている。その場合にもし、ババコック事件で同乗者がオンタリオの人であつたなら、被害者であるオンタリオ人の利益を考えるのか、加害者であるニュー・ヨーク人の利益を考えるのか、それぞれの州の政策上の利益を考えるのかによつて異なるであろうし、加害者がニュー・ヨーク州民であり、ニュー・ヨーク州が法廷地であれば、他州民の利益を考えることなしに、ニュー・ヨーク州のみが法廷地としてその市民を保護することになるかもしれない。このようなことに対して、より妥当であると考えられるのは、車が保管されている州を基礎とすることである。その車は保険と結びつき損害の発生に当つて保険による支払いがなされるであろうし、車の所有者は車を運転するに際しての自分の責任の限度を予測することが出来るからである、と考え、これを中心とし、法廷地法はその補足としての役割を果すものと考えるのである。この考えは車庫のある場所が最も顕著な関係のある場所であるから、といつた意味において新しい理論の一つの解釈ともいえるのである。(5)

このように顕著な関係の考えには「最も顕著な」あるいは「支配的な」要素がある州に適用法規を求めるという考え方、そしてエーレンツワイクのように車庫や保険といつた要素を「支配的な」ものとしてとらえる考えがある他に、「複合的」にとらえたり「重心」を求める考えがある。これは多くの要素を摘出して、その要素が多く集つている場所を支配的なものと考えるのであり、前者はどちらかというとある要素を予め重要なものとして設定しているのに対して、後者はいくつかの要素がより多く集められているところを選択しているものといえる。この場合に「重心」が置かれている州法が全体として適用されるという考え方がされると共に、ピアソン事件のように、その事件の争点を分析し、争点ごとに関連する要素をはかりにかけ、あるいは数をかぞえ、争点ごとに適用法規を決定し適用する方法も考えられるのである。この場合には「車庫」理論、法廷地理論にくらべてみた場合はいうまでもないことであるが、「最も顕著」な要素にもとづく場合に比較して

さえ、予測性や確定性の点であいまいになつてしまうことは避けられないであろう。不明確になるからという理由で争点ごとに分解してしまうアプローチが常に否定されてしまうのでなく、第二リステイトメントにおいても動産の相続に当つて、それは死者の住所地において定るが、第三者の利益のための動産譲渡の効力は譲渡人の住所地法によるものとしているような取り扱いもあるのである。(6) ただ争点ごとにわけ、その争点についての適用法規選択を法廷地にのみまかせてしまうことになれば、実体法と手続法とか、刑事法であるとか、政策の相違といつたふるいにかけながら、その組合せを通して予測しがたい結果になつてしまうかもしれないのである。

もつとも、リース(7)のいつているように、予測が可能であるからというだけの理由で、正当な利害もない法を適用する安易なやり方で「良い法則」を犠牲にしてしまうことは出来ないのであり、予測可能性を犠牲にしても従来の固定化した法則から離れることも許されるとする考えもある。そして、このことが不法行為においては行為と損害が支配的な要素であり、基本的には侵害発生地、行為地における法を適用することを無視しているのでなくて、他州法がそれにとつて代るだけの理由をもつ場合に適用されることになる。従つて伝統的な法則を否定し去つてしまうものではない。また関係をもつ州法の選択に当つては、州の利害の評価にもとづいてされるものであると考えるのである。このことによつて法の統一性といつた側面からはあるいは充分な効果を果せないにしても、法の選択のように流動的な分野においては固定化した立法や法則によるより裁判所による事件ごとの解決に任せられるべきではないかということになる。

このような判例や学説の変動を背景にして、かつてアインチーマによつて批判された教科書そのものが伝統的な行為地法の理論から離れていくことになるのである。しかしながらここにおいても代るべき新しい法則のドグマティックな表明でなく、一般的基準の示唆にとどまることになつている。(8)

(1) Cheatham, Comment on Babcock v. Jackson, 63 Col. L. Rev. 1229-33 (1963)

(2) Currie, On Displacement of the Law of Forum, 58 Col. L. Rev. 264 (1958); Justice Traynor and Conflict of Laws, 13 Stan. L. Rev.

719 (1961)

(3) Currie, Comment on Babcock v. Jackson, 63 Col. L. Rev. 1233, 1242-43 (1963)

(4) Ehrenzweig, American Conflict of Law in Its Historical Perspective: Should the Restatement be "Continued"? 103 U. Pa. L. Rev. 133, 154 (1954); The "Most Significant Relationship" in the Conflicts Law of Torts: Law and Reason Versus the Restatement Second, 28 Law & Contemp. Prob. No. 4 (1963); The Lex Fori-Basic Rule in the Conflict of Laws, 58 Mich. L. Rev. 637 (1960); The Transient Rule of Personal Jurisdiction: The "Power" Myth and Forum Conveniens, 65 Yale L. J. 289 (1956)

(5) Ehrenzweig, Comments on Babcock v. Jackson, 63 Col. L. Rev. 1243-47 (1963)

(6) Restatement 2nd Conflict of Laws (Tentative Draft (1963)) § 263 in, 63 Col. L. Rev. 1245

(7) Reese, Comments on Babcock v. Jackson, 63 Col. L. Rev. 1251-57 (1963)　リースは第二リステイトメントの報告者であるから、第二リステイトメントの原則には彼の考えが少なからず反映されているものと考えられる。

(8) Goodrich, On Conflict of Laws (4th ed. by Eugene F. Scoles, 1964)　第三版にくらべて全く新しくなったといえる。たとえば、

「九二責任の創設を支配する法　第三版一九四九年

不法行為責任の創設範囲は、申し立てられた不法行為が行われた所の法により支配されるということが一般原則である。イギリスでは不法行為の行われた所においては申し立てられた行為が訴訟とならず、イギリスにおいて行われていたならば訴えられるような場合には、イギリスで損害の恢復がなしうるという形に修正された。アメリカにはそのような修正をしている先例はない。」

「九二責任を支配する法　第四版一九六四年

不法行為責任の創設および範囲について、法廷地は裁判所に提示された出来事もしくは争点に最も顕著な関係を有する所の法によつて支配される、というのが一般原則である。法廷地に実質的に利害関係のない時には、まさに申し立てられている不法行為の行われた州の法である。法廷地に法廷地であるという他に実質的利害があるなら、その法が用いられる。イギリスにおいては、不法行為の行われた所において申し立てられている行為が訴訟とならず、イギリスで行われたなら訴えうるであろう場合には、損害の恢復が出来る。」

九三は第三版では「どこが不法行為地であるか」といつているのに対して「どの州が最も顕著な関係をもつているか」となつている。

「九三（第四版）

多くの場合に locus delicti あるいは不法行為地が、出来事に最も顕著な関係をもつ。事実が多数州に関係をもつ場合には、通常は一州に最も関係があることが明らかである。もし関係要素が法廷地と他州の間で均衡しているなら、一般に法廷地法が支配的である。」

この他に教科書的記述として American Jurisprudence, Second Edition (1964) Vol. 16 Conflict of Laws § 73 は『複合連結』あるいは類似の理論』の項目を加えている。

まとめ

顕著な関係の理論は、その内容にどのような意味を与えるかという点を除くと、言葉としては少数の反対を別にして現在においてはその地位を固めたということになろう。ただ不法行為において特にこの理論をめぐる議論が重ねられているのは、一つにはイギリスやアメリカにおける不法行為の観念そのものにまでさかのぼらざるをえない。不法行為 Torts ということ自体が固つていないのに、あたかも固定した概念であるかのように考えて、それを前提として一九三四年のリステイトメントの原則が定められているのである。「不法行為法の仕事は、その者が行なつた侵害に対し責任があるかまた、それについて責任がないかのボーダーラインを引くことである」(1)。不法行為は犯罪でも、契約違反でも、信託違反でもないけれども責任を課せられるといつた程度の定義づけをする他はない(2)。従つて、不法行為法の選択に当つて、そもそも故意の不法行為と過失の不法行為に分けて考え、前者から生ずる責任は訓戒的に admonishment 考え、後者については補償的に compensatory 考えることを基礎として責任の発生や範囲について考える必要があることも言われるのである(3)。この考えをとるなら、故意の不法行為については刑罰法規の選択と類似した行為地法の支配が行われ、過失から生ずる不法行為について補償の効果を果すのにふさわしい土地の法が選択され、適用されることになるということになろう。

不法行為法が、その歴史においては刑事法と共通の起源から出て、私怨を宥恕したり、正義の実現という道義的色彩を加え、一般予防的な効果を果す制度として考えられ、過失とか補償とかいつた観念が導入されて来たのは、さして古い時代ではなかつたことを考えるなら、不法行為法の選択において行為地法が長い間行われていたことは理解されるであろう。ただ現在において補償を中心として考えるにしても、不法行為の中にそれ以外の目的があつたし現在も残つているであろうことを無視することは出来ない。そして「顕著な関係」といつた言葉は、それが「行為地」といつた言葉とくらべた場合に弾力

的であるために行為地を含むものとして用いることも出来るのである。これに対して行為地という言葉は実行と結果の発生といつた限度でしか拡大できないものといえるであろう。

反面において顕著な関係の理論は、その不確定さから、予測性という面になお問題を残している。モリスの設問やバブコック事件においてはたまたま事故がケベックやオンタリオで起きて、他の要素はすべてニュー・ヨークにあるから、「重心」や「複合関係」によつてニュー・ヨーク法の適用が適当であるといえるかもしれない。しかしながら次の仮説例を挙げてみよう。

「A州の市民Xは、たまたまB州に行つた折にB州会社Yと損害保険契約を締結し、その後車を運転し、C州においてD州民Zを同乗させ、E州において自己の過失によつてZを傷付けた。」

この場合に「重心」や「複合関係」では適用法規はえられず、自ら非難している伝統的法則を「最も顕著な関係」があるという理由づけで適用するかもしれないし、補償に関係するB州法であるかもしれないし、被害者の生活の本居のあるD州法であるかもしれない。そしてそれをどのように確定するかは今なお判例のつみ重ねに任せられている限りにおいては、法廷地たる裁判所の裁判官のプラグマティックな解釈に期待していることになる。

仮に、不明確・予測不可能という理由で顕著な関係の理論を排斥しても、不法行為地法の理論は現実に発生する事例に対応して、不法行為の観念のあいまいさの故に解釈を拡げることになろうし、行為地と損害発生地に分解したり、伝統的に法廷地法の適用される手続法と行為地の実体法の性質決定の操作を用い、さらに、顕著な関係といつた観念より不明確な政策を理由とする排除がされるかもしれないし、あるいは、不法行為法が刑事法と隣接することから、それを理由に排除することになるのであつて、行為地法の理論が明確であるといつたことは、言葉の上だけの問題にとどまらざるをえなくなるであろう。(4)

(1) Holmes, Common Law (1881) p. 79

(2) Plant, Cases on Torts (1953) p. 4

(3) Ehrenzweig, The Place of Acting in International Multistate Torts: Law and Reason Versus Restatement, 36 Minn. L. Rev. 1 (1951) in Association of American Law School: Selected Readings on Conflict of Law, p. 604-9 (1956)

(4) 本稿はバブコック事件までの主要な判例の説明に終つてしまつたが、その後の展開については稿を改めて紹介したい。

付記　本稿は昭和四二年慶應義塾学事振興資金による研究の一部である。